

3. 年金・手当

■障害基礎年金（国民年金）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所

〒020-0873 盛岡市松尾町17番地13 ☎623-6211 FAX622-3329

【問合先】紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

●病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる年金です。

- ▼要件……(1)障がいの原因となった病気やけがの初診日^{*1}が次のいずれかの期間であること。
- ①国民年金加入期間
 - ②20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間（ただし、老齢基礎年金を繰り上げ請求をしている人を除きます。）
- (2) 障害認定日^{*2}または20歳に達したときに、障がいの状態が国民年金の障害等級表に定める1級または2級に該当していること。（障害者手帳の等級とは異なります。）
- ※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求は65歳前まで）
- (3) 保険料の納付要件^{*3}を満たしていること。
- ただし、20歳前の期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。（本人に一定額以上の所得がある場合や他の公的年金を受け取ることができる場合は、支給停止になることがあります。）

▼年金額……1級 年額 1,020,000円（令和6年4月改定時点）
2級 年額 816,000円（ // ）

▼子の加算……受給者によって生計を維持されている家族に18歳未満の子がいる場合、または20歳未満で国民年金法に定める1級、2級の障がいがある子がいる場合は、加算があります。

▼支給月……年6回（4、6、8、10、12、2月） ※指定口座へ2ヶ月分をまとめて支給

■障害厚生年金（厚生年金）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所

〒020-0873 盛岡市松尾町17番地13 ☎623-6211 FAX622-3329

●病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる年金です。

- ▼要件……(1) 厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日^{*1}があること。
- (2) 障害認定日^{*2}に、障がいの状態が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。
- ※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求）
- (3) 保険料の納付要件^{*3}を満たしていること。

▼年金額……障がいの程度により1～3級まで分かれており、等級と平均標準報酬月額、被保険者期間の月数などにより算出されます。

※年金受給に該当しない軽い障がいに対しては、一時金として「障害手当金」（12ページ）が支給される場合があります。

▼支給月……年6回（4、6、8、10、12、2月） ※指定口座へ2ヶ月分をまとめて支給

■特別障害給付金（国民年金制度）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所 ☎623-6211 FAX622-3329

【問合先】紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

- 国民年金へ任意加入していなかった期間内に初診日^{*1}があった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる給付金です。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。

- ▼要件……（1）平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
（2）昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していない期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級または2級に相当する障がい状態にある人が対象になります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された人に限られます。

- ▼支給額……障害基礎年金1級相当に該当する人 月額 55,350円（令和6年4月改定時点）
障害基礎年金2級相当に該当する人 月額 44,280円（ // ）

- ▼支給制限……（1）本人の所得が一定額以上ある時は、支給額の全額または半額が停止される場合があります。
（2）老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。
（3）特別障害給付金と経過的福祉手当を同時に受けることはできません。

- ▼支給月……年6回（4、6、8、10、12、2月） ※指定口座へ2ヶ月分をまとめて支給

（補足）かつて国民年金への加入が任意であった時期に学生もしくはサラリーマンの配偶者であった方が、任意加入していない期間に障がいを負った場合は、障害基礎年金などの支給要件を満たすことができないため、特別給付金が給付されません。

■障害手当金（厚生年金制度）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所 ☎623-6211 FAX622-3329

- 障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残った場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる一時金です。なお、受け取ることができるのは1回限りです。

- ▼要件……（1）厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日^{*1}があること
（2）障がいの状態が、次の条件のすべてに該当していること。
① 初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）
② 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
③ 障害等級表に定める障がいの状態であること
（3）保険料の納付要件^{*3}を満たしていること。

- ▼手当額……報酬比例額の年金額×2
（1,224,000円に満たないときは1,224,000円）（令和6年4月改定時点）

【用語の解説（11～12ページ）】

初診日（※1）	障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診察を受けた日が初診日となります。
障害認定日（※2）	障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヵ月を過ぎた日、または1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した日）はその日をいいます。
保険料の納付要件（※3）	次のいずれかを満たしていること。 （1）初診日の前日において、初診日がある月の2ヵ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済み期間（厚生年金の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること （2）特例として次のすべてを満たすときは、納付要件を満たします。 ①初診日が令和8年4月1日以前にあること ②初診日において65歳未満であること ③初診日の前日において、初診日がある2ヵ月前まで直近1年間に未納がないこと

■特別障害者手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。

▼対 象……障がいの程度が次の表に該当する方

次のアからエまでに定める障がいをもつ在宅の20歳以上の方
ア、次の①から⑦までに定める障がい2つ以上存する在宅の20歳以上の方
① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
④ 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい をもつもの
⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状 が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならし める程度のもの
⑦ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
イ、上記ア①から⑦までに定める障がい1つ存し、かつそれ以外の国民年金2級程度の障がい が2つ存し、あわせて3つの障がい存する在宅の20歳以上の方
ウ、上記ア③から⑤までに定める身体の機能の障がい1つ存し、それが特に重度であるため、 日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の20歳以上の方
エ、上記ア⑥または⑦に定める病状又は精神の障がい1つ存し、その状態が絶対安静又は精神 の障がいにあつては日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の20歳 以上の方

▼手 当 額……月額 28,840円（令和6年度改定）

▼支給制限……障がい者本人及び配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合

▼資格喪失……（1）3ヶ月以上病院等に入院したとき
（2）施設に入所したとき

▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、マイナンバーカード（本人・配偶者・扶養義務者）、戸籍謄本（または戸籍抄本及び世帯全員分の住民票）、所得証明書、年金証書・年金額改定通知書など前年の年金額の確認できるもの、受給資格者名義の通帳（郵便局を除く）、印鑑等

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■障害児福祉手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●日常生活に常時介護を要する20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。

▼対 象……障がいの程度が次の表に該当する方

次の①から⑩までに定める障がいを有する在宅の20歳未満の児童
① 両眼の視力の和が0.02以下のもの
② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
④ 両上肢のすべての指を欠くもの
⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
⑧ 前各号に掲げるもののほか、体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▼手 当 額……月額 15,690円（令和6年度改定）

▼支給制限……障がい児本人及び扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合

▼資格喪失……（1）障がい児本人が20歳に達したとき
（2）障がいの程度が対象外になったとき
（3）障がい児施設に入所したとき（支援学校寄宿舎を除く）

▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、マイナンバーカード（本人・扶養義務者）、戸籍謄本（または戸籍抄本及び世帯全員分の住民票）、所得証明書（扶養義務者）、対象児童名義の通帳（郵便局を除く）、印鑑等

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■特別児童扶養手当

【手続き】紫波町 こども課 子育て支援係 ☎672-2111

●身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を在宅で養育している父母や養育者に支給される手当です。

- ▼対象……1級障害 身体障害者手帳1級・2級程度の児童、療育手帳A程度の児童
2級障害 身体障害者手帳3級と4級の一部の児童、療育手帳Bの一部の児童、
または同程度の障がいのある児童
- ▼支給制限……対象者及びその両親、または養育者の前年の所得が一定額以上の場合
- ▼資格喪失……対象者が20歳に達したとき、障害児施設に入所したとき（支援学校寄宿舎を除く）
- ▼手 当 額……月額 1級障害 55,350円（令和6年度改定）
2級障害 36,860円（ // ）
- ▼支給方法……4、8、11月の各11日（11日が金融機関の休日の場合は直前の営業日）にご指定の口座へ4ヶ月分をまとめて支給
- ▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳、印鑑及び世帯全員のマイナンバーの分かるもの等
- ▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■家族介護慰労手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●常時特別の介護を要する重度障がい者（20歳以上65歳未満）と同居し、在宅で常時介護に従事している方に支給される手当です。

- ▼対 象……特別障害者手当の対象者と同程度の障がい者を在宅で介護する者
- ▼支給制限……対象者及び配偶者、または扶養義務者に前年分の所得税が課税されているとき
ただし、重度障がい者が障害基礎年金を受給していないときは制限なし
- ▼資格喪失……① 障がい者が施設に入所、又は3ヶ月以上病院に入院したとき
② 介護者が介護しなくなったとき
③ 障がい者が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用したとき
④ 65歳未満の障がい者が介護保険サービスを受けたとき
- ▼手 当 額……月額 7,000円
- ▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給
- ▼必要書類……身体障害者手帳、診断書、住民票の写し（世帯全員）、戸籍謄本、年金証書、年金額改定通知などの前年の年金額の確認できるもの、印鑑等
- ▼決定機関……紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

■児童扶養手当

【手続き】紫波町 こども課 子育て支援係 ☎672-2111

●ひとり親、あるいは父母のいずれかが重度障がい者で、18歳以下（18歳の年度末まで）の児童を養育している親や養育者に支給される手当です。（父子家庭は平成22年8月から）

▼対象……次にいずれかに該当するとき、支給対象となります。

- ① 両親が離婚したとき
- ② 父または母が死亡したとき
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にあるとき
- ④ 父または母の生死が不明なとき
- ⑤ 父または母が1年以上同居せず、かつ生計を維持せず児童を遺棄しているとき
- ⑥ 父または母が1年以上刑務所に収容されているとき
- ⑦ 児童が婚姻によらない出生のとき
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき

▼支給制限……ただし、次のいずれかに該当するときは手当の全部または一部を受給できません。

- ① 児童が、父または母の死亡による公的年金（遺族年金、遺族補償）を受けるときができるとき
- ② 受給者（父または母あるいは養育者）が、公的年金を受けるときができるとき
ただし、父または母が障害者年金を受けるときができるときは、健常者である父または母が受給者となる
- ③ 児童が、父または母に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ④ 児童が、児童福祉施設に入所しているとき
- ⑤ 児童の父または母が婚姻していなくても事実上の婚姻関係（同居等）があるとき

▼支給期間……児童が18歳に達する年の年度末まで、一定の障がいがある児童は20歳に達する日の属する月まで

▼手 当 額……受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者（民法第877条第1項に定める兄弟姉妹及び直系血族）の前年所得（又は申請時期により前々年所得）（養育費は8割を所得とみなす）により、全部支給、一部支給、支給停止が決定されます。
（令和6年4月改定）

児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人	45,500円	10,740円～45,490円
2人	児童1人の額に10,750円加算	児童1人の手当月額に5,380円～10,740円を加算した額
3人以上	3人目以降の児童1人につき6,450円加算	児童1人増すごとに3,230円～6,440円を加算した額

▼支給方法……奇数月の11日（11日が金融機関の休日の場合は直前の営業日）にご指定の口座へ支払い月の前月までの2ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……請求者及び児童の戸籍謄本、請求者の年金手帳、請求者名義の振込先通帳、印鑑、世帯全員のマイナンバーの分かるもの等
ただし、重度障がいによる申請の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、診断書等も必要

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■心身障害者扶養共済制度

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●心身の障がいのために自活することが困難な者を扶養している方々に、毎月一定の掛金を払込んでいただき、その扶養者に万一事（死亡、重度障がい）があった場合に、残された障がい者に対して一定額を終身支給する制度です。

- ▼加入要件……障がい者（下記に示す範囲）を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしていること
- ① 岩手県内に住所があること
 - ② 加入時の年度の4月1日現時点の年齢が65歳未満であること
 - ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
 - ④ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

- ▼障がい者の範囲……次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方（年齢制限なし）
- ① 知的障がい
 - ② 身体障害者手帳を所持し、その障がい1～3級に該当する障がい
 - ③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が①、②と同程度の障がいと認められる者
- 例）統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、など

▼掛 金……扶養者が加入する年齢により、下表の月額掛金となります。

扶養者の加入者年齢（4月1日時点）	月額掛金（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

注1）継続加入が25年に達すると、その後の掛金は免除されます。

注2）障がい者1人につき2口まで加入できます。

▼掛金減額……加入者及び同一生計者が下表に該当する場合、月額掛金が減額されます。

減額基準	減額割合
生活保護を受給している場合	100%
前年度の町民税が非課税である場合	50%
前年度の町民税所得割が非課税である場合	30%

▼掛金免除……次の要件を両方満たした場合は、その後の掛金が免除されます。

- ① 加入者が65歳を超えた
- ② 継続加入が20年を超えた

▼支給開始……加入者が死亡、または重度障がい者になった時点

▼支 給 額……1口加入の方 月額 20,000円（年額24万円）
2口加入の方 月額 40,000円（年額48万円）

▼必要書類……住民票の写し（加入者、障がい者本人）、障がいのある方の障がい種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳または療育手帳および年金証書等）、申込者（被保険者）告知書、印鑑

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■自動車事故被害者の支援制度

【手続き】自動車事故対策機構 岩手支所

〒020-0871 盛岡市松尾町17番地13 ☎652-5101 FAX652-5150

○交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738（ナビダイヤル）

<交通遺児貸付制度>

●自動車事故対策機構では、交通遺児等を健やかに育成するために、資金を無利子でお貸しします。

▼対象……自動車事故により、保護者が死亡あるいは重度の後遺障がい者となった児童のうち中学生以下で、住民税非課税世帯、又は児童扶養手当受給世帯、あるいは生活困窮世帯に属するもの

▼貸付金額……はじめに一時金 155,000円
貸付期間中 月額 20,000円、又は10,000円(選択制)
入学支度一時金 44,000円（小中学校入学時、希望者のみ）

▼貸付方法……4、7、10、1月にご指定の口座へ3ヶ月分をまとめて振り込み

▼返還方法……中学校卒業後、6ヶ月又は1年を経過した後に、月賦又は月賦と半月賦併用による20年以内の均等支払い（ただし、高校、大学などへの進学者は卒業までの返還猶予が可能）

<自動車事故後遺障害への介護料支給>

●自動車事故対策機構では、自動車事故により重度の後遺障がいを持つため、常時又は随時の介護を必要とする方に支給します。

▼対象……○平成14年4月1日以降に事故に遭われた方
自賠償保険等による後遺障がい等級が最重度、若しくは1級1、2号か2級1、2号と認定されている方

○平成14年3月31日以前に事故に遭われた方
自賠償保険等による後遺障がい等級が最重度若しくは、1級3、4号か2級3、4号と認定されている方

○自賠償保険等で後遺障がい等級が認定されていない方は、事故後18ヶ月以上経過し、所定の書式による診断書で症状が固定し、前記等級に該当する場合は対象となる

▼支給制限……自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき、法令に基づく重度障がい者用の施設に入所したとき（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設など）、病院又は診療所に入院したとき、労働者災害補償保険法などに基づく介護補償給付又は介護給付を受けたとき（国家・地方公務員災害補償法、船員保険法など）、介護保険法の規定による介護給付を受けたときは支給されません。

▼支給額……介護に要する費用（訪問看護、短期入院等）の負担に応じ、上限額までの範囲で支給します。（3、6、9、12月に支給します。）